

千葉地理学会会則（2020年2月1日総会にて改正、2019年10月27日に遡って実施）

- 第 1 条 本学会は千葉地理学会と称する。事務局は原則として国立大学法人千葉大学教育学部地理学研究室におく。事務局の所在地は千葉市稲毛区弥生町1番33号とする。
- 第1条の2 会計上の手続きにおいて必要な場合は、事務局を会長の定める会計担当者宅に指定することができる。
- 第 2 条 本会は千葉県の地理学，地理教育の進歩，普及を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達するため，次の事業を行う。
1. 研究発表会，講演会の開催 2. 見学旅行の開催 3. 機関誌の発行
4. 地理学的共同調査，地理教育の共同調査 5. 県内外の学術団体との交流
6. その他本会の目的を達するに必要な事業
- 第 4 条 本会の総会は年1回開催するものとする。
- 第 5 条 本会の会則改正は総会の決議によって行なう。
- 第 6 条 本会は会則第2条に掲げた目的に賛成する者をもって構成する。
- 第 7 条 本会は名誉会員と顧問をおくことができる。名誉会員は千葉県の地理学，地理教育の発展に対する功労者として，また顧問は本会の運営に指導・助言をいただける者としてこれを総会において推薦する。
- 第 8 条 本会の入退会は本人の申し出と，総会での報告をもって成立する。
- 第 9 条 会員は会費として，当分の間年2,000円を前納する。ただし，会員の指導の下にある学生等は，年会費の納入を免除することができる。
- 第 10 条 会員は本会の行う事業に参加することができる。
- 第 11 条 本会は次の役員を置く。役員の任期は2ヶ年とする。会計監査は連続して就任できない。
会長1名 副会長2名 会計監査2名
事務局長1名・事務局委員（庶務・会計・研究・編集・巡検）若干名
- 第 12 条 会長は会務を総括し，副会長はこれを補佐する。会長の事故あるときは，副会長がこれを代行する。
- 第 13 条 会計監査は，本会の会計を監査し，総会にて報告する。
- 第 14 条 事務局長・事務局委員は，会の事業計画，運営などを行なう。
- 第 15 条 会長，副会長，会計監査は，総会において選出する。事務局長，事務局委員は会長の指名により総会で承認を得る。
- 第 16 条 5年間会費を未納し，かつ連絡がないときは脱会とみなす。